



山形県公報

平成20年3月31日(月)

号 外(6)

目 次

規 則

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則..... (健康福祉企画課) ... 1

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (児童家庭課) ... 3

告 示

山形県支援給付費負担金交付規程..... (健康福祉企画課) ... 4

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程..... (同) ... 同

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲..... (生産技術課) ... 同

内水面漁場管理委員会

指 示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限..... 5

規 則

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第54号

山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、支援給付(法による支援給付をいう。以下同じ。)の決定及び実施に関する次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) 保護法第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請及び同条第5項の規定による支援給付の変更の申請があったときに、支援給付の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に通知すること。
- (2) 保護法第25条第1項の規定により職権による支援給付を開始し、及び同条第2項の規定により支援給付の変更の決定を行い、被支援者(現に支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)に通知すること。
- (3) 保護法第26条の規定による支援給付の停止又は廃止を決定し、被支援者に通知すること。
- (4) 保護法第27条第1項の規定による被支援者に対する指導又は指示をすること。
- (5) 保護法第28条第1項の規定により、要支援者(現に支援給付を受けているといないとにかかわらず、支援給

付を必要とする状態にある者をいう。)について調査をさせ、又は検診を命ずること。

- (6) 保護法第30条及び第31条の規定による生活支援給付を実施すること。
 - (7) 保護法第33条の規定による住宅支援給付を実施すること。
 - (8) 保護法第34条の規定による医療支援給付を実施すること。
 - (9) 保護法第34条の2の規定による介護支援給付を実施すること。
 - (10) 保護法第35条の規定による出産支援給付を実施すること。
 - (11) 保護法第36条の規定による生業支援給付を実施すること。
 - (12) 保護法第37条の規定による葬祭支援給付を実施すること。
 - (13) 保護法第48条第4項の規定による保護施設の長の届出を受理すること。
 - (14) 保護法第62条第3項の規定により支援給付を変更し、停止し、又は廃止し、及び同条第4項の規定により被支援者に弁明の機会を与えること。
 - (15) 保護法第63条の規定により、被支援者から返還させる額を決定すること。
 - (16) 保護法第76条第1項の規定により、遺留金品の処分をすること。
 - (17) 保護法第77条第1項の規定により扶養義務者に負担させる費用の額を決定し、及び同条第2項の規定により家庭裁判所に申立をすること。
 - (18) 保護法第78条の規定により、徴収する費用の額を決定すること。
 - (19) 保護法第80条の規定による支援給付金品(支援給付として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。以下同じ。)の返還の免除をすること。
 - (20) 保護法第81条の規定による後見人の選任の請求をすること。
- 2 保護法第20条の規定により、次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。
- (1) 保護法第63条の規定により、費用の返還を命ずること。
 - (2) 保護法第77条第1項の規定により、扶養義務者から費用を徴収すること。
 - (3) 保護法第78条の規定による費用を徴収すること。
 - (4) 保護法第80条の規定により、支援給付金品の返還を免除されない場合における支援給付金品の返還を命ずること。
- 3 知事は、前2項の規定により委任した事務について、総合支庁長から必要な報告を求め、又は総合支庁長に必要な指示をすることができる。

(準用)

第3条 支援給付の決定及び実施に関する事務については、生活保護法施行細則(昭和39年4月県規則第37号)第3条から第9条まで、第13条、第15条から第21条まで及び第23条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
別表総合支庁長の項委任事項の欄中第11項を第12項とし、第2項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 山形県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行に関する規則に基づく次の事項
 - (1) 第2条第1項の規定による次の事項
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(以下この項において「保護法」という。)第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請及び同条第5項の規定による支援給付の変更の申請があつたときにおける支援給付の要否、種類、程度及び方法の決定に関すること
 - ロ 保護法第25条第1項の規定による職権による支援給付の開始及び同条第2項の規定による支援給付の変更の決定に関すること
 - ハ 保護法第26条の規定による支援給付の停止又は廃止の決定に関すること
 - ニ 保護法第27条第1項の規定による被支援者に対する指導又は指示に関すること
 - ホ 保護法第28条第1項の規定による要支援者についての調査又は検診に関すること
 - ヘ 保護法第30条及び第31条の規定による生活支援給付の実施に関すること

- ト 保護法第33条の規定による住宅支援給付の実施に関する事
 - チ 保護法第34条の規定による医療支援給付の実施に関する事
 - リ 保護法第34条の2の規定による介護支援給付の実施に関する事
 - ヌ 保護法第35条の規定による出産支援給付の実施に関する事
 - ル 保護法第36条の規定による生業支援給付の実施に関する事
 - ヲ 保護法第37条の規定による葬祭支援給付の実施に関する事
 - ワ 保護法第48条第4項の規定による保護施設の長の届出の受理に関する事
 - カ 保護法第62条第3項の規定による支援給付の変更、停止又は廃止及び同条第4項の規定による被支援者への弁明の機会の付与に関する事
 - コ 保護法第63条の規定による被支援者から返還させる額の決定に関する事
 - ク 保護法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関する事
 - ケ 保護法第77条第1項の規定による扶養義務者に負担させる費用の額の決定及び同条第2項の規定による家庭裁判所への申立に関する事
 - コ 保護法第78条の規定による徴収する費用の額の決定に関する事
 - セ 保護法第80条の規定による支援給付金品の返還の免除に関する事
 - ネ 保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に関する事
- (2) 第2条第2項の規定による次の事項
- イ 保護法第63条の規定による費用の返還に関する事
 - ロ 保護法第77条第1項の規定による扶養義務者からの費用の徴収に関する事
 - ハ 保護法第78条の規定による費用の徴収に関する事
 - ニ 保護法第80条の規定による支援給付金品の返還を免除されない場合における支援給付金品の返還に関する事

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第55号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第7号中「昭和32年法律第26号」を「昭和32年法律第26号」所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規定による廃止前の」に、「第95条第1項及び第2項並びに第41条の2」を「第95条第1項から第3項まで」に、「並びに第41条の2並びに租税特別措置法の一部を改正する法律」を「、第41条の2並びに第41条の19の2第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改める。

別表第2の備考第1項第7号中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律第14条の規定による廃止前の」に、「第95条第1項及び第2項並びに第41条の2」を「第95条第1項から第3項まで」に、「並びに第41条の2並びに租税特別措置法の一部を改正する法律」を「、第41条の2並びに第41条の19の2第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改める。

別表第4の備考第1項第3号中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律第14条の規定による廃止前の」に、「並びに第41条の2並びに租税特別措置法の一部を改正する法律」を「、第41条の2並びに第41条の19の2第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第307号

山形県支援給付費負担金交付規程を次のように定める。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県支援給付費負担金交付規程

(目的)

第1条 知事は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「保護法」という。)第73条の規定に基づき市が支弁した同条各号に規定する費用について、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)及びこの規程の定めるところにより、負担金を交付する。

(準用)

第2条 保護法の規定による負担金の交付に係る事務については、山形県生活保護費負担金交付規程(昭和39年4月県告示第263号)第2条から第5条までの規定を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

山形県告示第308号

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県生活保護費負担金交付規程(昭和39年4月県告示第263号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第3条第1項中「第73条第1号及び第2号」を「第73条各号」に、「生活保護費月別扶助別所要見込額調書」を「生活保護費負担金月別扶助別所要見込額調書」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「第73条第1号及び第2号」を「第73条各号」に改め、同条第2項を削る。

第5条第2項中「に法第73条第1号及び第2号に規定する費用に係る負担金については負担金支弁計算書(別記様式第6号)を添えて知事に」を「を知事に」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

別記様式第5号中

「上記の金額領収しました。

年 月 日

市会計管理者 氏 名 印 を削る。

山形県会計管理者 殿

別記様式第6号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第309号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(平成20年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号)1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成20年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流(水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川、矢沢川、それらの支流及び小支流を除く。)
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀

- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

内水面漁場管理委員会関係

指 示

内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成20年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイのそ上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

平成20年 3月31日印刷
平成20年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056